

ODAに関する有識者懇談会  
第1回会合 参考資料

国際協力NGOの抜本的強化

2018年7月25日

外務省

## 開発協力におけるNGO

●平成27年2月に閣議決定された「開発協力大綱」において、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGOとの連携を戦略的に強化する旨を明記している。

・現地の事情に精通したきめ細かな支援

・緊急人道支援を含め、足の速い日本の「顔の見える協力」

・現地住民のニーズに寄り添った中長期的な支援



写真:シャプラニール

N連: サンタル人居住区域に設置した井戸



写真:ピースウィンズ・ジャパン

JPF: ネパール中部地震被災者支援2015での物資配布



写真: JICA

JICA草の根技術協力: ベトナム・ナムザン郡少数民族の村で開発した観光特産品

# ODAを通じたNGO支援の現状

## 現状(主な事業予算)

### ①日本NGO連携無償資金協力(N連)

日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発事業に外務省が必要な資金を供与するもの(原則は1年間)※2017年度実績は50.7億円、113件、1件あたり平均4,486万円

### ②ジャパン・プラットフォーム(JPF)拠出金

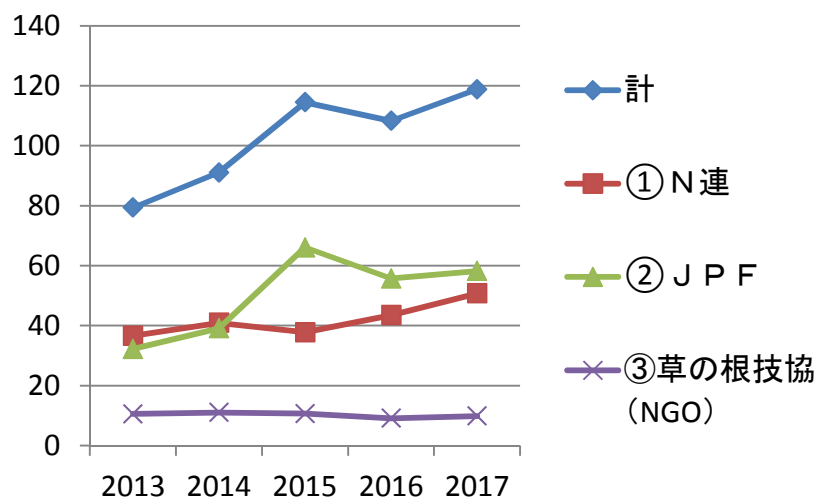
日本のNGOが迅速・効果的な緊急人道支援活動を行うことを可能とするための枠組み。(数ヶ月～1年以内)※2017年度実績は58.2億円、83件、1件あたり平均7,012万円

### ③JICA草の根技術協力

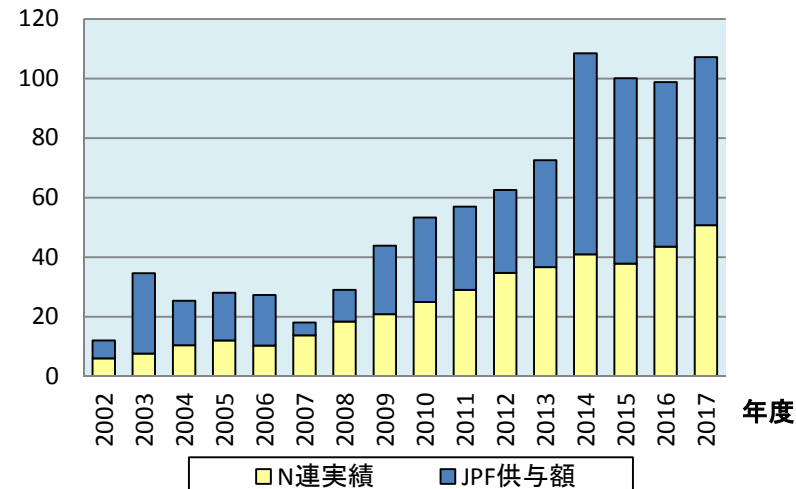
日本のNGO、大学、地方自治体及び公益法人の団体等がこれまでに培ってきた経験や技術を活かして企画した、途上国への協力活動をJICAが支援し、共同で実施する事業(3～5年)

※2017年度実績(NGO)は9.8億円、90件、1件あたり平均1,089万円

N連, JPF, 草の根技協実績(2013年～2017年)



億円 N連及びJPF事業実績



# NGOが実施する支援の例

## ジョイセフ:ベトナム

戦後の日本が実践してきた家族計画・母子保健の分野での経験やノウハウを開発途上国に移転。2016年に読売国際協力賞を受賞。

### 女性健康センター設立と助産師能力向上プロジェクト (H26年度)

- 分野:保健
- 締結額:5,741万円
- 農村や遠隔地で働く助産師等へ技術指導を実施。対象地域の出産可能年齢の女性約5万人が裨益することに。



## みちぶしんびと 道普請人:ケニア

京大大学院工学研究科教授が率いる道直しNGO。安価な土嚢工法等を用いて現地住民が実践可能な技術移転を実施。

### 若者グループに対する持続的な雇用創出と自立支援に向けた「土のう」による道路補修事業 (H27年度)

- 分野:運輸
- 締結額:3,247万円
- 1.3kmの道路補修を行いつつ地元若者に土嚢工法やその維持方法等を伝授。



## 日本地雷処理を支援する会 (JMAS):カンボジア

地雷や不発弾処理に関する専門知識・技術を有する元自衛隊員によって構成されるプロ集団。

### CMACに対する地雷除去に係わる能力構築支援事業 (H27年度)

- 分野:地雷処理
- 締結額:8,816万円
- 「統合地雷処理課程」教育を331名に実施するとともに、地元小学生等1440名に地雷回避教育を実施。



## 地球のステージ:パレスチナ自治区

心療内科の専門医が率いる、紛争・災害被災地における心理社会的ケア・教育支援を得意とする中規模団体。

### ガザ地区における聴力障がい児童及び危険地帯居住児童への心理社会的ケア (H27年度)

- 分野:医療・保健
- 締結額:2,950万円
- 121名の子供(障害児含む)に年間15回の心理社会的ケアクラスを実施するとともに、5名の現地ファシリテーターを養成。



## 課題

①NGOの収入に占める  
政府資金の割合が高い  
**52.9%**

(2016年度N連・JPF事業実施41団体平均)

※20%以下が10団体なのに対し、  
80%以上も10団体とバラツキが大きい

### 資金面

②NGOの収入に占める  
寄付金の割合が低い  
**17.5%**

(2016年度N連・JPF事業実施41団体平均)

※ただし、バラツキも大きい  
団体A(著名な国際的NGOの日本支部) 84%  
団体B(技術面で独自の専門性を有するNGO) 2%

③N連・JPF事業における  
一般管理費が不十分

日本:現地事業経費に対して5%

米国:交渉ベース(最大25%)、英国:交渉ベース  
(最大19%)、カナダ:12%、仏:7%、UNICEF:8%

\*日本は母数に対しても後方支援経費  
(間接費)を含めずに低く抑えている。

### 人材面

⑤「NGO＝ボランティア」  
と見られる傾向が強い

専門性を有するプロフェッショナル集団として  
雇用セクターが確立されていない。

・平均年収:約260万～400万円

(年齢によるバラツキあり)(2017年JANIC調査)

・職員の定着率(勤務継続年数):平均すれば6  
年。

ただし、3年未満が40%、10年以上は16%  
のみ(2017年JANIC調査)

④日本の寄付市場は  
比較的小さい

(出典:寄付白書2017)

	日本	米国	英国
個人寄付	7,756億円	30.7兆円	1.5兆円
法人寄付	7,909億円	2兆182億円	3,587億円

⑥多くの日本のNGO  
は社会的認知度が  
低い

・日本でのNGOへの信頼度37%、  
28か国中26位(世界28か国平均  
53%)(出典:2018 Edelman Trust Barometer)

・企業や個人からの寄付は  
ブランド力のあるところに集まる  
傾向がある。

### 認知度

日本における主な寄付金拠出先  
(2016年)

日本赤十字社(206億円)

赤い羽根(181億円)

日本ユニセフ協会(176億円)

国境なき医師団日本(76億円)

あしなが育英会(45億円)

ワールド・ビジョン・ジャパン(40億円)

～中略～

JPF(5億円)

オイスカ(4億円)

難民を助ける会(3億円)

ピースウィンズ・ジャパン(2億円)

## NGOに関する国際比較

	ピース・ウインズ・ジャパン (日本)	難民を助ける会 (日本)	ワールドビジョン・インターナショナル (本部:米)	セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル (本部:英)	国境無き医師団・インターナショナル (本部:スイス)
職員数	約361人 (本部契約93人)	約373人 (国内52人)	約42,000人	約25,000人	約39,000人
財務規模 (収入)	約42億円	約21億円	約27億ドル	約21億ドル	約15億ユーロ
民間資金 比率	52%	34%	83%	66%(*) *セーブ・ザ・チルドレン英国における英政府以外の割合	96%

出典:2017年度又は2016年度, 団体HP及び会計報告書

# (参考)米国における政府とNGOとの連携

(株)東京海上日動リスクコンサルティング「欧米NGOの力の源泉(社会なのか制度なのか?)」調査研究報告書(2011)等より

## 1. NGOは米国政府の「戦略的なパートナー」

- 米国政府の二国間政府開発援助(ODA)のうち、72億ドルが市民社会団体を通じての支援:二国間ODAの24.8%(2016年) ※日本は2.6億ドル(2.0%) (出典:OECD DAC)

## 2. 米国NGOの強み～歴史, 社会, 政府策～

### 米国NGOの歴史は長い

- 米国のNGOセクターは極めて長い歴史を持ち、時代のニーズに合わせて発足し、世界中で活動を続けている。

1932年 セーブ・ザ・チルドレン設立(対恐慌支援)

1945年 ケアUSA設立(荒廃した欧州支援)

1950年 ワールド・ビジョンUSA設立(対朝鮮支援)

### 米国独特の寄付文化

- 米国はその独特の歴史、社会、政治的背景により、欧州(社会保障国家)とは異なり、市民社会が強く、寄付文化が醸成されてきた。

- 米国の個人寄付総額の名目GDPに占める割合:1.44%(日本は0.12%)(2014年)

- パブリック・チャリティー団体\*の収入源は民間が約6割を占める。

- 組織的なファンドレイジングの発展

1641年 ハーバード大学設立キャンペーン

1867年 米国最初の財団(ピーバディ財団)設立

1894年 チャリティー団体の免税確立(所得税法)

1960年 全米ファンドレイザー協会設立

### 政府のNGO支援・活用策

- 米国国際開発庁(USAID)のNGO支援例(変遷)

- マッチング・グラント・プロジェクト 1990-2007

【大規模団体への助成】実績と意思のある優秀な団体のみを対象として、助成金と同額を寄付金から調達することを条件に、明確な評価手法を取り入れつつ複数年助成。

- 開発グラント・プログラム 2008-2014

【中小規模・新規参入団体への助成】過去の政府資金援助額に上限を付すとともに、政府への依存度を上げないために小規模な資金供与を行う。

- ローカル・ワークス 2015-

【地元主導のプロジェクト支援】地元主導の持続可能な開発を促進するため、NGOに能力構築支援(企画立案、人材育成、モニタリング・評価法等)を行う。

- NGOの独立性確保

米国NGOは、①政府資金への過度な依存防止、②民間資金源の活用、③対外援助に関する市民社会の意識向上の観点から、海外事業資金のうち少なくとも20%を民間から資金提供を受けなくてはならない。

相乗効果

\*教会や教育機関のほか、収入の1/3以上を寄附金や補助金が構成する等の要件を満たし、内国歳入庁の承認を受けた団体を指す。国際協力NGOは主にこのカテゴリーに属する。